

こんにちは (^^♪

居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。

今回は前回に引き続き介護保険サービス利用の流れ ④「認定、ケアプラン作成」についてご説明致します。

もうすぐ春がやってきます。今年はとても雪が多くて家の屋根の雪下ろしを2回以上した所が多かったと思います。我が家もそうでした。高齢者の雪下ろし、除雪中の事故も多くありました。雪だけではありませんが、皆様、いつ何が起きるか分かりませんから、いろんな所に目を配って気をつけましょう！

では、④「認定、ケアプラン作成①」についてです。

(ケアプラン作成については2回に分けてご説明させていただきます)

### 介護保険サービスの利用の流れ

確認



- ①利用を希望する場合は市役所に申請します。
- ②認定調査を受けます。(訪問調査・主治医の意見書の作成)
- ③調査結果等をもとに要介護状態区分の判定が行われます。(審査・認定)
- ④要支援・要介護の区分が認定され、認定結果をもとに居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネはご利用者の要望や現在の身体状況等から判断し介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、ご提案します。
- ⑤介護サービスの利用開始
- ⑥利用開始後の利用者様の状況を電話連絡や自宅訪問により把握し、サービスの継続やケアプランの変更等を行います

介護認定審査会の審査結果に基づいて、非該当(自立)、要支援1・2、要介護1～5までの区分に分けて認定され、認定結果通知書と認定結果が記載された保険証が届きます。

介護サービスを利用するために、**まず最初にすることはサービスの利用計画を誰に作成してもらうか決めることです!**

要介護1～5の場合は、居宅介護支援事業所

要支援1・2の場合は、地域包括支援センター になります。

**居宅介護支援事業所を決める際は、例えばお知り合いの方が利用している事業所でもいいし、自宅に近い事業所を探すのもいいと思います。どんな事業所があるのか全く分からない場合は、市役所には事業所のリストがありますので、市職員の方に相談してみてください。自分に合った事業所を探しましょう。**

**要支援1・2の場合は地域包括支援センターが担当します。**

あまり詳しくご説明はしませんが、同じように利用計画を作成します。ただし、居住地域を担当するセンターが決まっていますので、居宅介護支援事業所のように自由に選ぶことはできません。※居宅介護支援事業所に利用計画作成の委託を行う場合もあります。

居宅介護支援事業所が作成する計画をケアプラン、  
地域包括支援センターが作成する計画を介護予防ケアプラン といいます。

誰に作成してもらうかを決めたらご自宅にケアマネージャーが伺い、どんなサービスを必要としているか聞き取りをさせていただきます。

いくつかのサービスをご紹介します。

訪問介護：身体介護、生活援助など。



訪問看護：医療的なケア又はリハビリなど看護師・理学療法士等が行います。

訪問入浴：ご自宅に浴槽を持ち込んで入浴介助を行います。

通所介護：レクリエーションをしたり入浴をしたり、いわゆるデイサービスです。

ショートステイ：短期間の宿泊サービス

福祉用具貸与：生活に必要な福祉用具を借りることができます。

ただし、介護度によって借りられる用具が異なります。



今回はケアプランの作成についてあまりご説明できませんでした。  
次回は詳しくご説明したいと思います



次回は ⑤ 『**ケアプラン作成②**』 についてお話し致します。

ご覧いただきありがとうございました。

